

逗子市海浜公衆トイレ清掃業務仕様書

本業務は、本市の海浜公衆トイレを常に清潔に保ち、市民及び来訪者に快適に利用してもらうための重要な業務である。公衆トイレの状態は市のイメージに直結するものであり、清掃作業員はその責任を十分に認識し、衛生管理を徹底し、利用者に不快感を与えることのないように、常に自分自身も清潔に身だしなみを整えて適切な手順に則り本業務にあたること。

- 1 清掃業務対象施設の位置及びその仕様は別図1、別表1のとおりとする。
- 2 委託期間は2025年（令和7年）7月1日から2026年（令和8年）3月31日までとし、清掃は通常清掃と特別清掃を行うものとする。
- 3 清掃日及び回数（海岸トイレ3ヵ所共通）

施設名	期間 (月)	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
逗子海岸 中央トイレ	7・8月	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日	2回/日	2回/日
逗子海岸 西トイレ	9月	1回/日	1回/日		1回/日		1回/日	1回/日
逗子海岸 東トイレ	10月～ 3月	1回/日			1回/日		1回/日	1回/日

※清掃日の曜日にかかわらず、祝日は、1日1回（7・8月は2回）清掃を行うものとする。

- 4 清掃の内容は次のとおりとし、別に定める逗子市海浜公衆トイレ清掃方法により実施する。
- 5 通常清掃は、日常のトイレ利用や軽い悪戯による汚れ（落書きを含む）を対象として実施する。
 - (1) 清掃準備・大きなゴミ拾い
 - (2) 手洗器及び周辺壁の清掃
 - (3) 小便器及び周辺壁の清掃
 - (4) 和式大便器及び周辺壁の清掃
 - (5) 洋式大便器及び周辺壁の清掃
 - (6) 床清掃
 - (7) 手すり、棚及び備品の清掃
 - (8) 壁面及びパーティションの清掃
 - (9) 障害者用スロープの清掃及び砂の除去

- (10) 足洗い場及びシャワーの清掃
- (11) 消耗品の補充
- (12) 電気器具等の点検及び異常を見つけた場合の連絡
- (13) 清掃確認・点検

※ 設備が存在する場合の清掃とし、設備建物の重大な異常や年末年始等の特別な場合は、別途発注者より指示するものとする。

6 特別清掃は、徐々に蓄積する汚れや通常清掃の範囲外の汚れを対象として年末年始を目安に年1回程度実施する。ただし、設備建物の重大な異常がある場合等により発注者が指示する場合もある。

- (1) 照明器具の清掃
- (2) 換気扇の清掃
- (3) 天井、壁面及び建具等の洗剤清掃（落書き等の除去も含む）
- (4) 手洗器の清掃
- (5) 小便器の清掃
- (6) 大便器の清掃
- (7) 排水施設の清掃
- (8) 床面の清掃
- (9) 外壁の清掃
- (10) 屋根の清掃
- (11) 電気器具等の点検
- (12) 足洗い場の清掃

7 各公衆トイレの清掃は利用客の少ない時間帯に行い、利用者に支障のないよう能率的かつ迅速に行うこと。

8 清掃に使用する洗剤は**環境配慮型の洗剤を使用すること**。ただし、汚れが落ちにくい場合は、弱酸性及び弱アルカリ性の洗剤を使用することができる。

環境配慮型の洗剤とは、R S P O 認証等の第三者認証を受けている国際的なエコラベル取得製品若しくは、天然由来の成分のみで作られている製品をいう。

9 汚物の処理は衛生的に行うこと。清掃で回収した放置ごみ等についても速やかに適切に処理すること。

10 **清掃用具及び洗剤等はすべて受注者の負担とし、整理整頓して保管すること**。ただしトイレトーパー及び蛍光灯等の照明器具については、発注者の負担とする。

11 清掃時に**破損箇所等を発見又は異常を認めた場合は、速やかに発注者に連絡すること**。なお、**部品交換を必要としない次の復旧作業については、受注者が処置すること**。その復旧作業を実施した場合は、**速やかに発注者に復旧作業内容及び完了の報告を行うこと**。

- (1) 小便器及び大便器の詰まり
- (2) 手洗器の詰まり
- (3) 水の流れの異常

- (4) パイプの詰まり
- (5) その他の異常

- 12 発注者の行う月末点検で指摘事項があった場合は、改善し、その結果を文書にて報告すること。なお、指摘が度重なり改善されない場合は、その理由及び対策を記載した改善報告書を提出すること。
- 13 清掃作業員は衛生管理を徹底し、清潔な作業着を着用して業務に臨むこと。なお、清掃作業中は、私語を慎み、利用者には親切、丁寧に対応し粗暴な振る舞いのないように十分注意すること。
- 14 作業日報を作成し、1ヶ月分をとりまとめ、翌月に速やかに提出すること。
- 15 支払方法は月払いとし、毎月業務を終了し、作業日報の提出後に請求すること。また、特別清掃を実施した場合、その実施内容等を報告すること。
- 16 その他この契約で定めていない事項については、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

別図1



B

C

1:17,000

別表 1

公衆トイレ名称	床面積 (㎡)	通路面積 (㎡)	大便器数	小便器数	身障者用トイレ (内オストメイト)	手洗器	足洗い場	シャワー
逗子海岸中央 公衆トイレ	40.45	152.11	男2 洋1 和1 女3 洋1 和2	3	洋1 (1)	男2 女2	2	0
(構造等) 鉄筋コンクリート/水洗								
逗子海岸西 公衆トイレ	35.94	49.18	男2 洋1 和1 女3 洋2 和1	3	洋1 (0)	男2 女3	2	0
(構造等) コンクリートブロック/水洗								
逗子海岸東 公衆トイレ	93.70	107.65	男2 洋2 女3 洋2 和1	3	洋1 (0)	男2 女3	2	2
(構造等) コンクリートブロック/水洗								
合 計	170.09	308.94	男6 洋4 和2 女9 洋5 和4	9	洋3 (1)	男6 女8	6	2

逗子市海浜公衆トイレ清掃方法

- 1 清掃の内容及び方法については、日本トイレ協会メンテナンス研究会研究報告No. 5「トイレメンテナンスマニュアル」第2章メンテナンスワーカーマニュアル及び以下のとおりとする。
- 2 清掃前
 - (1) 清掃準備・大きなゴミ拾い
 - ア 作業中のサインを入口に立てる。
 - イ 建物内及び外まわりのゴミを拾い、トイレットペーパーを外し、水のかからない場所に置く。
 - ウ 汚物入れ、ゴミ箱のゴミを回収し、処理する。
 - エ クモの巣、床のガムはがし等を行なう。
 - オ 設備・建物に異常がないかチェックし、異常があった場合は発注者に報告する。
- 3 通常清掃（日常のトイレ利用や軽い悪戯による汚れを対象として実施する。）
 - (1) 手洗器及び周辺壁の清掃
 - ア 手洗器の清掃をする。
 - イ ブラシ等を使用し、水栓周り、オーバーフロー穴の清掃をする。
 - ウ 手洗器全体の乾拭きをする。
 - エ 排水パイプの乾拭きをする。
 - オ 鏡を水拭きし、後で乾拭きをする。
 - (2) 小便器及び周辺壁の清掃
 - ア 便器のリム部と全体の清掃をする。
 - イ トラップ又は目皿の清掃をする。
 - ウ トラップ部をできるだけ奥まで清掃する。
 - エ 小便器まわりの壁面を洗浄する。
 - オ ボルトキャップ部分の洗浄をする。
 - カ 便器の外側、壁面の乾拭きをする。特に金属部分に注意して行なう。
 - (3) 和式大便器及び周辺壁の清掃
 - ア 便器のリム部と全体の清掃をする。
 - イ トラップ部をできるだけ奥まで清掃する。
 - ウ 周囲の壁面、床面の清掃をする。
 - エ 便器の外側、壁面の乾拭きをする。特に金属部分に注意して行なう。
 - (4) 洋式大便器及び周辺壁の清掃
 - ア 便器のリム部と全体の清掃をする。
 - イ トラップ部をできるだけ奥まで清掃する。
 - ウ 周囲の壁面、ボトルキャップ、床面の清掃をする。
 - エ 便座、便蓋の清掃をする。
 - オ 便器の外側、壁面の乾拭きをする。特に金属部分に注意して行なう。
 - (5) 床清掃
 - ア 汚れが軽易な場合、箒等で床を掃き、ゴミを処分する。
 - イ 汚れがひどい場合、水撒きをし、ブラッシングをする。水撒きの後、水切りを行い、乾拭きをする。
 - (6) 手すり、棚、備品の清掃
 - ア 手すり、棚を清掃し、その後乾拭きをする。特に金属部分に注意して行なう。
 - イ ペーパーホルダー、汚物入れ、ベビーベット等の清掃をする。
 - (7) 壁面、パーティションの清掃

- ア 手の届く範囲の水拭きをする。
- イ 簡易な落書きがある場合は、適切な材料で処理する。
- (8) 障害者用スロープの清掃
 - ア 汚れが軽易な場合、箒等で床を掃き、砂を場外に出す。
 - イ 汚れがひどい場合、ひどい部分を水撒きしてブラッシングをする。その後、水切りを行ない、乾拭きをする。
- (9) 足洗い場、シャワーの清掃
 - ア 蛇口、水道管及び周辺壁面の清掃を行なう。
 - イ サンドトラップ槽の籠を出し、砂を場外に出す。
 - ウ 蛇口、水道管等の金属部分の乾拭きを行なう。
- (10) 消耗品の補充
 - ア トイレトペーパー等の補充をする
- (11) 清掃確認・点検
 - ア 清掃状況の確認及び清掃状況表への記入をする。
 - イ 設備・建物に異常がないかチェックし、異常があった場合は発注者に報告する。
 - ウ 清掃状況表に基づき、作業日報を作成する。
- 4 特別清掃（徐々に蓄積する汚れや通常清掃の範囲外の汚れを対象とする。）
 - (1) 照明器具の清掃
 - ア 電源を切り、電球、蛍光灯を外し、清掃したあと乾拭きする。
 - イ カバーを清掃し、乾拭きする。
 - ウ 本体を乾拭きする。
 - エ カバー、電球等が乾いてから取り付けする。
 - (2) 換気扇の清掃
 - ア カバーと羽根を取り外し清掃する。
 - イ 本体の清掃をする。
 - ウ 換気扇を取付ける。
 - (3) 天井、壁面及び建具等の洗剤清掃（落書き等の除去も含む）
 - ア 天井、通風口、壁面及びブース等のほこりやすすを払い、洗剤清掃の後、乾拭きする。
 - (4) 手洗器の清掃
 - ア 全体を磨き、清掃をする。
 - イ 汚れのひどい部分や水垢の清掃をする。
 - ウ 全体を乾拭きする。
 - (5) 小便器の清掃
 - ア 小便器全体を磨き、清掃する。
 - イ リム部などの汚れが蓄積した部分を磨く。
 - ウ 尿石の除去を行う。
 - エ 小便器全体を乾拭きする。
 - (6) 大便器の清掃
 - ア 大便器全体を磨き、清掃する。
 - イ リム部や水溜りの水際を念入りに磨く。
 - ウ 尿石の除去を行う。
 - エ 大便器全体を乾拭きする。
 - (7) 足洗い場の清掃
 - ア サンドトラップ槽の籠、仕切り壁を取り外し、槽内の砂をスコップ等で掻きだす。
 - イ サンドトラップ槽内をブラッシングし、清掃する。
 - ウ 籠、仕切り壁を清掃する。
 - エ 籠、仕切り壁をサンドトラップ槽に取り付ける。

(8) 排水施設の清掃

ア 排水溝の溝フタを外し溜まったゴミの除去をする。(トラップがある場合は椀を取り出して清掃する。)

イ 排水口の目皿を外してゴミを除去し、その後、椀を取り出して清掃する。

ウ 汚水枡のゴミや泥をスコップ等ですくい上げ、枡の清掃を行なう。

(9) 床面の清掃

ア ポリッシャー等を利用して清掃する。

イ 四隅、角などの汚れを落とす。

ウ 水撒きし、水切りの後乾拭きする。

(10) 外壁の清掃

ア 外壁のほこり、泥を除去し、清掃する。

イ 地面の近く、角などの汚れが溜まりやすいところの清掃を行なう。

ウ 水拭きする。

(11) 屋根の清掃

ア 屋根や雨樋のゴミや落ち葉を行なう。

イ 樋に水を流して下に流れるか確認する。

(12) 電気器具等の点検

ア 電気器具、建具等を点検する。